

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条税務部の款税制課の項第5号を次のように改める。

(5) 宿泊税に係る徴収金の賦課に関すること。

第8条税務部の款税制課の項中第17号を第18号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 宿泊税に係る過料の決定に関すること。

第9条総合政策室の款第14号中「及び」を「,」に改め、「限る。）」の右に「及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（室が所管する公の施設に関するものに限る。）」を加え、同条プロジェクト推進室の款第1号中「及び西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会」を「, 西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会及び京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)